

議案第 1 1 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

上記議案を提出します。

平成 2 9 年 3 月 7 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

和解及び損害賠償額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、議会の追認議決を求めるもの。

## 和解及び損害賠償の額を定めることについて

別紙とおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の追認議決を求める。

(別紙)

年度	番号	和解及び損害賠償の相手方	発生年月日	事故発生場所	事故の概要	損害賠償の額
平成24年度	1	長与町 A	平成24年10月19日	長与町高田郷	公用車において職員が、出庫の際にAの車両に接触した。	232,000 円
	2	長崎市 B	平成24年11月27日	長崎市万才町	公用車において職員が、築町パーキングにて、前方車両をよけようとバックした際、後方注意不足により後方のBの車両に衝突した。	100,223 円
	3	長与町 C	平成25年1月27日	長与町嬉里郷	公用車において職員が、駐車の際に、駐車中のCの車両に接触した。	141,887 円
平成25年度	1	長与町 A	平成25年6月4日	町道東高田線	Aが通勤途中に、町道路面が破損していたため、走行中の車が通過した際にコンクリート片が跳ね上げられ、Aの車体の左側前方ドアに傷ができた。	65,867 円
	2	長与町 B	平成25年10月17日	町道長与駅前線	Bが帰宅途中に、町道の歩道部にある街路樹のボックス内の鉄カバーが街路樹により持ち上がっていたため、足がかかりつまづき転倒し、足首等を負傷した。	465,970 円
	3	長与町 C	平成25年10月17日	長与町本川内郷	公用車において職員が、バックにて坂道を上がろうとしたところ、後輪がスリップし、道横のCの畑から下の畑まで滑り落ちた。	276,600 円
	4	長崎市 D	平成25年12月3日	長与町高田郷	公用車において職員が、交差点にて、前方車両と離合できないと判断し、バックしたところ、後方不注意により、Dのスクーターに衝突した。	12,705 円
平成26年度	1	長与町 A	平成26年6月9日	町道3工区19号線	Aが帰宅途中に、長与町所有法面より4cmほどの小石が落石し、Aの車体の前方フロントガラス枠を傷つけた。	94,828 円
	2	長与町 B	平成26年9月8日	グェテラス北陽台個人宅	B宅において、固定資産税・都市計画税を賦課するための家屋調査実施中に、職員のメジャーが落下し、床面を傷つけた。	20,250 円
平成27年度	1	長与町 A	平成27年4月26日	長与町高田郷	公用車において職員が、住宅の駐車場にて方向転換をした際に、Aの車両に接触した。	248,304 円
	2	長与町 B	平成27年7月22日	町道本川内・佐敷線	Bが帰宅途中に、長与町所有法面からの落石に乗り上げ、Bの車両のフロントバンパー等を破損した。	149,552 円
	3	長与町 C	平成27年11月26日	長与町高田郷	公用車において職員が、対向車両と離合するためバックしたところ、後方のCの車両に衝突した。	503,598 円
	4	長与町 D	平成28年1月20日	長与町吉無田郷	下水道マンホールの蓋が何らかの原因で開いている状態で、Dの車両がその開口部を走行通過したことにより、Dの運転車両に損傷が生じた。	558,216 円
	5	京都府京都市 E	平成28年3月12日	町道馬込波止場線	Eが、町道から配達先の駐車場に進入する際、道路側溝蓋が跳ね上がり、Eの車両の燃料タンクの底部を破損した。	111,383 円
平成28年度	1	時津町 A	平成28年6月6日	長与町嬉里郷	公用車において職員が、信号待ちの際に、ブレーキの踏みが甘く、前方のAの車両へ衝突した。	95,240 円
	2	時津町 B	平成28年6月10日	町道吉田川内線	Bが、離合の際に道路側溝蓋が跳ね上がり、Bの車両のフロントバンパー等を破損した。	265,712 円
	3	長与町 C	平成28年6月18日	百合野児童公園	Cが、百合野児童公園の側溝を横切ろうとしたところ、上蓋式の高さ5cmのコンクリート蓋につまづき、左側頭部を負傷した。	170,690 円
	4	長与町 D	平成28年7月15日	長与町高田郷	公用車において職員が、私有地から出庫させる際に、Dの駐車場のブロックフェンスに接触した。	142,560 円
	5	長与町 E	平成28年7月21日	中尾城公園	中尾城公園の桜の剪定中、伐採した枝先にケーブル線が引っかかり、ケーブル線のボックスがE宅の外壁から外れてケーブル線が切れて、外壁も壊れた。	120,027 円
	6	長与町 F	平成28年9月7日	長与町高田郷	公用車において職員が、私有地から出庫させる際に、Fの駐車場のブロックフェンスに接触した。	41,040 円
	7	東京都 G	平成29年1月21日	町道北部1号線	Gが、路肩に駐車していた車をよけるため側溝に寄った際に、側溝に設置していた鉄蓋が跳ね上がり、Gの車両の燃料タンクを破損した。	88,204 円

※ 上記の相手方に対して、損害を賠償しています。

※ なお、相手方は、本件事故に係るその余の請求を放棄し、本件損害賠償のほか、長与町と相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認しています。